

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費			担当部局庁	健康局			作成責任者			
事業開始年度	昭和52年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	健康課			健康課長 正林 督章			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	予防接種法第22条			関係する計画、通知等	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費実施要綱						
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	予防接種法第22条に基づき、予防接種法第15条による、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金の給付に係る者であって居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図る。また、予防接種法第23条に基づき国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する知識の普及を図る。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による予防接種を受けた健康被害者の健康の管理に必要な費用負担を軽減するため、その一部を給付し、もって当該予防接種による健康被害者等の保健福祉の向上を図る。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	健康被害者及びその家族に対し、保健福祉に関する相談指導を行うことにより、生活上の負担軽減を図るとともに、相談指導に当たる者の技能向上のため、研修を実施するものである。また、自治体等からの予防接種の問い合わせに対応すべく、電話相談を行うとともに、予防接種業務に従事する者及び予防接種を受ける者又はその保護者向けにガイドラインを作成し、正確な情報の普及に努めるもの。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により予防接種を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によりワクチン接種と健康被害の因果関係が認められた者のための健康管理支援を行うもの。 (補助率 10/10)										
実施方法	補助										
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	38	38	38	128					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	4	-					
	計		38	38	42	128	0				
	執行額		38	38	42						
執行率 (%)		100%	100%	100%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	電話・訪問相談件数		電話・訪問相談件数		成果実績	件	4,960	4,577	4,029	-	-
					目標値	件	5,309	4,960	4,577	-	4,029
					達成度	%	93.4	92.3	88	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	被害者家族等・相談員の予防接種後健康被害に関する知識の向上のための講習会・研修会参加者数		活動実績	人	100	92	96	-			
			当初見込み	人	138	100	92	96			
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
被害者家族等・相談員の予防接種後健康被害に関する知識の向上のための講習会・研修会開催数		活動実績	回	7	6	1	-				
		当初見込み	回	7	6	1	2				
単位当たりコスト		算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X/Y		単位当たりコスト	円/件	7,260	7,946	10,092	13,635			
	X:「執行額」 Y:「相談件数」		計算式	円/件	36,008,000/4,960	36,371,000/4,577	40,662,000/4,029	126,156,000/4,029			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	X/Y		単位当たりコスト	円/件	15,830	17,511	16,781	16,792			
	X:「執行額」 Y:「参加者数」		計算式	円/件	1,583,000/100	1,611,000/92	1,611,000/96	1,612,000/96			

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	予防接種対策費補助金	128		
	計	128	0	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること								
	施策	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	健康被害者及びその家族に対し、保健福祉に関する相談指導を行うことにより、生活上の負担軽減を図るとともに、相談指導に当たる者の技能向上のため、研修を実施するものである。また、自治体等からの予防接種の問い合わせに対応するべく、電話相談を行うとともに、予防接種業務に従事する者及び予防接種を受ける者又はその保護者向けにガイドラインを作成し、正確な情報の普及に努めるもの。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により予防接種を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によりワクチン接種と健康被害の因果関係が認められた者のための健康管理支援を行うもの。									
	アクション・プログラム	改革項目	分野	-	-					
	経済・財政再生アクション・プログラム	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への保健福祉事業であり、国民のニーズ、優先度ともに高い事業であるため、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への保健福祉事業であり、国の関与のもと、適確に実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への保健福祉事業であり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への保健福祉事業を実施するための単位当たりコストの水準としては妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への保健福祉事業を実施するための補助金であり、真に必要な費目を対象経費としている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	当初の見込みに見合った目標実績となっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初の見込みどおりの活動実績となっている。				
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	普及啓発用の冊子などは、予防接種健康被害者の保健福祉事業に十分活用されている。				
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	109は、予防接種法に基づき市町村で実施した予防接種による健康被害について救済給付を行うための事業であり、本経費は、上記給付を受けている者やその家族からの相談に応じるための事業である。その役割分担は明確になっている。				
	所管府省・部局名	事業番号		事業名			
	厚生労働省健康局	108		予防接種事故救済給付費			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、予防接種法第22条に基づく保健福祉事業等の推進(予防接種健康被害者・家族に対する相談事業、保健福祉相談員向け研修等)、予防接種法第23条に基づく予防接種に関する知識の普及を図るためのものであり、これまでも適切に実施されている。引き続き、事業を円滑に実施するために予算額の確保が必要である。					
	改善の方向性	平成27年度は、電話・訪問相談件数、被害者家族等講習会・相談員技能向上研修会参加者数ともに前年度より若干の減少となっているが、これは実施回数の合理化等を図ったための結果となっており、いずれも適切に実施されている。27年度においても、引き続き定期接種ワクチンの追加が議論・検討されているところ、本事業を通じた予防接種健康被害者の保健福祉の向上については、引き続き効率的に行っていく必要がある。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	129	平成23年度	109	平成24年度	85		
平成25年度	96	平成26年度	106	平成27年度	114		

